

# 都市公園における自動販売機設置の 提案募集要項

令和7年2月  
枚方市

# 目次

1. 募集の主旨 .....	1
2. 募集内容 .....	1
3. 提案の内容 .....	2
4. 選定方法 .....	2
5. 提案内容の変更(選択した公園が設置不可能になった場合) .....	3
6. 応募の資格 .....	3
7. 設置条件 .....	3
8. 設置について .....	5
9. 提案の無効 .....	5
10. 許可の取消し .....	6
11. その他 .....	6
12. 申請手続きの流れ .....	6
13. 設置者決定後の手続き .....	7

## <提案書様式>

- 様式1 設置提案書
- 様式2 設置提案書別紙
- 様式3-A 誓約書(法事用)
- 様式3-B 誓約書(個人用)

## 1. 募集の主旨

枚方市(以下「本市」という。)内の都市公園利用者の利便性向上や熱中症対策のため、次に掲げる各地区において、それぞれ清涼飲料水自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置予定者(以下「設置者」という。)を募集します。

## 2. 募集内容

以下に示す募集物件について、A～Cの地区ごとに設置者を募集しますので、地区ごとに自動販売機の設置を希望する公園及び公園ごとの設置台数を提案してください。

同一の者が全ての地区に応募可能です。

各公園の概要や自動販売機の詳細の設置位置は、別紙「対象公園位置図」を参照してください。

<募集物件> (別紙公園位置図 参照)

### (1) A地区

No	都市公園名	代表地番
指定公園*		
	中の池公園	東山2丁目47
	鏡伝池緑地	楠葉丘2丁目721-132
選択公園*(この中から3公園以上選択)		
1	楠葉中央公園	楠葉並木2丁目2500-251
2	楠葉東公園	楠葉朝日3丁目2036-1
3	車塚公園	車塚2丁目1
4	阪今池公園	黄金野1丁目637
5	高野道南公園	高野道2丁目3360-307
6	交北公園	交北4丁目516
7	牧野公園	牧野阪2丁目1381
8	養父東公園	養父東町6070-53
9	平野公園	招提中町1丁目232-55

### (2) B地区

No	都市公園名	代表地番
指定公園*		
	香里ヶ丘中央公園	香里ヶ丘4丁目1
	ニッペパーク岡東中央	岡東町79-1
選択公園*(この中から3公園以上選択)		
1	香里ヶ丘南公園	香里ヶ丘10丁目4
2	翠香園ふれあい公園	翠香園町611-1
3	春日公園	高田2丁目2231-1
4	岡本町公園	岡本町802
5	出口ふれあい公園	出口1丁目308-1
6	星ヶ丘公園	星丘2丁目357-1
7	坊主池公園	岡山手町422-1

8	印田町ふれあい公園	印田町 1114-2
9	宮之阪さくらの丘公園	宮之阪 2 丁目 928-23

(3) C 地区

No	都市公園名	代表地番
指定公園※		
	王仁公園	王仁公園 2370-1
	東部公園	大字尊延寺 2987-1
	藤阪東町中央公園	藤阪東町 1 丁目 5011-21
選択公園※(この中から 3 公園以上選択)		
1	くにみの丘公園	津田山手 1 丁目 22-1
2	空見の丘公園	津田山手 2 丁目 3-895-1
3	薬師谷公園	長尾元町 2 丁目 109 番 3
4	堂山公園	堂山 2 丁目 1725
5	津田駅前東公園	津田駅前 2 丁目 505-2
6	藤阪東町南公園	藤阪東町 3 丁目 9
7	杉山手南公園	杉山手 3 丁目 15
8	北山公園	北山 1 丁目 111

※指定公園：必ず自動販売機を設置しなければならない公園

・選択公園：設置者が、設置するか否かを選択できる公園

(各地区ともに、必ず 3 公園以上選択してください。)

3. 提案の内容

設置提案書(様式 1)に従い、次の項目を提案してください。

- ・自動販売機の設置を希望する選択公園(3 公園以上)
- ・公園ごとの自動販売機の設置台数
- ・公園ごとの年間の使用料(以下「使用料」という。)

※自動販売機の設置台数

- ・指定公園は最大 3 台まで提案可能とします。
- ・選択公園は最大 2 台まで提案可能とします。

4. 選定方法

設置者は、地区ごとに以下の方法で選定を行います。

- ①使用料の提案額の合計金額(指定公園と選択公園の総額)が最も高かった応募者を選定します。
- ②提案額が同額の場合は、設置公園数が多かった応募者を選定します。
- ③提案額及び設置公園数ともに同数の場合は、自動販売機の設置台数の多かった応募者を選定します。
- ④提案額及び設置公園並びに設置台数が全て同数の場合は、応募者によるくじ引きで設置者を選定します。

## 5. 提案内容の変更(選択した公園が設置不可能になった場合)

設置者決定後における提案内容の変更は原則認めません。なお、設置者決定後、本市及び設置者に非がない事象にて当初提案した選択公園が設置不可能になった場合は、当初提案した使用料から設置不可能になった公園の使用料の提案額を減額します。

なお、その結果、使用料の提案額の合計金額が、他の応募者の提案額より低くなっても、設置者は変更しません。

## 6. 応募の資格

以下に示す要件をすべて満たす者に限ります。

- ・応募時において、1年間以上自動販売機での販売実績があること。
- ・国税及び市町村税に未納がないこと。
- ・応募者又は応募団体の構成員が、暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

## 7. 設置条件

設置条件は以下に示すとおりです。条件を満たさない提案は受付しない場合があります。

### (1) 地元周知

選択公園にて自動販売機を設置する際（既に自動販売機が設置してある公園は除く。）は、設置者自ら予告看板等を設置し、事前周知を行うこと。

### (2) 電源確保について

①原則、電源は設置者により電気事業者との契約を締結のうえ引込みを行い、確保すること。

②設置者により引込みを行うことが困難であり、かつ公園施設から自動販売機の電源を新たに確保した場合に問題が生じないことを調査・確認できた場合には、公園施設からの電源の確保を認めることとする。

その際には、調査結果を本市へ報告し、承認を得ること。

また、別途、自動販売機用の別途子メーターを設置すること。

④設置者が設置した電源設備は、本市と協議を行い、本市が認めた場合は設置期間終了後の存置を可能とする。

### (3) 設置許可期間

設置許可期間（以下「設置期間」という。）は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。なお、設置期間には設置及び撤去に要する期間を含みます。

※1 特段の事由がある場合を除き、設置期間終了の7日前までは、設置者の事情で自動販売機を撤去することは認められません。

※2 現在公園に設置されている自動販売機の設置期間は令和7年3月31日までとなっているため、設置者は、令和7年4月1日以降、できる限り速やかに設置してください。なお詳細の日時等については事前に本市と協議してください。

### (4) 設置許可使用料

#### ①設置許可使用料の額

本市に納付する設置許可使用料の額は、応募時に設置者が提案した公園ごとの金額の合

計額とします。ただし、枚方市都市公園条例第 16 条第 2 項に基づき、公園ごとの年度ごとの売上の総額に 100 分の 5 を乗じて得た額が、提案した使用料より大きい場合は、当該公園の設置許可使用料の額その額とします。

## ②最低使用料

提案できる使用料の地区ごとの合計額の最低額は、下表のとおりとします。

A 地区	B 地区	C 地区
700,000 (円)	1,400,000 (円)	1,300,000 (円)

※上記表は年額です

また、各公園の最低応募金額は、枚方市都市公園条例第 16 条第 1 項に基づき、2,000 円とします

## ③設置許可使用料の納付

設置許可使用料は、本市の発行する納付書により、毎年度当初に納付してください。また、年度ごとの売上の総額に 100 分の 5 を乗じて得た額が、提案した使用料より大きい公園があった場合は、その差額を翌年度の 4 月 30 日までに納付してください。

## ④電気料金の納付

公園の既存電源を使用する場合は、使用電力量が計測できる子メーター等を設置のうえ、本市へ毎月報告してください。併せて使用開始日(月初め等)及び使用終了日(月末)のメーター表示を撮影した写真を提出してください。設置者は、その報告を基に本市が算出した電気料金を、本市が発行する納付書により納付してください。

## (5) 売上の報告

公園ごとの月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を本市に報告してください。なお、売上額については次回、都市公園における自動販売機設置の提案募集を行う際にその内容を公表するものとします。

## (6) 撤去等にかかる費用

自動販売機の設置及び撤去、又は電源確保に必要な工事の費用は、全て設置者が負担するものとします。

## (7) 機器の仕様及び販売等に関する条件

自動販売機の仕様は次のとおりです。

- ①販売品は清涼飲料水とする。
- ②酒類は販売しないこと。(ノンアルコール飲料も含む)
- ③新紙幣に対応すること。なお、新硬貨への対応は任意とするが、可能な限り対応すること。
- ④回収ボックスは全国清涼飲料連合会の全国統一仕様の「異物混入防止型」を使用すること。
- ⑤「枚方市屋外広告物ガイドライン」の規定を遵守すること。
- ⑥「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱および犬のふんの放置の防止に関する条例」の規定を遵守すること。
- ⑦その他関係法令等を遵守すること。

## (8) 権利等に関する事項

- ①自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

②本市又は国、その他の地方公共団体の都市計画事業等により、やむを得ず自動販売機の設置にかかる公園用地が必要となる場合は、本市の指示により、当該自動販売機を移設又は撤去してください。なお、移設又は撤去にかかる費用は、設置者の負担とします。

#### (9) 維持管理責任

設置者の責任として、以下に示す自動販売機の維持管理を実施してください。

①自動販売機の維持管理は設置者が行い、販売品の賞味期限切れに注意するとともに、売り切れがないよう販売品を補充すること。

②利用者からの要望等がある場合、販売品の一部入れ替えやつり銭の補充に対応すること。

③自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置すること。また、回収ボックスからゴミが溢れないように適切に管理し、定期回収に限らず、依頼があった場合は一両日中に回収すること。

**※王仁公園のプール開催期間中は、必要に応じてゴミが溢れない様に回収頻度を増やしてください。**

④設置者の責任で定期的に自動販売機を点検し、原料や必要消耗品等を補充すること。

⑤公園利用者から自動販売機に関する苦情・要望等があった場合は、本市へ報告すること。

⑥自動販売機に故障や汚損等が発生した場合は、速やかに復旧してください。また、そのための費用は設置者が負担すること。

⑦衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守すること。

⑧その他、必要に応じて本市又は各公園の管理者と協議すること。

#### (10) 損害賠償

設置者は自動販売機の設置及び管理等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置者の責任においてその損害を賠償するものとします。

### 8. 設置について

以下に示す項目を遵守してください。

#### (1) 公園施設設置許可

設置者は、自動販売機を設置する部分について、都市公園法第5条第1項に基づき、本市の許可を受けること。

#### (2) 設置位置

自動販売機の公園ごとの設置位置は、別紙「対象公園位置図」に示す場所を原則とし、詳細は本市と協議すること。

### 9. 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ・「6. 応募の資格」に示す要件を満たさない者の提案
- ・最低使用料に達しない金額を記載した提案

※「7. 設置条件(4) 設置許可使用料」を参照

- ・記入事項を判読できない提案
- ・必要事項の一部又は全部が記入されていない提案
- ・その他提案に関し、不正行為が認められた提案及び指定した以外の方法による提案

## 10. 許可の取消し

設置者の決定後、次のいずれかに該当した場合は、自動販売機の設置許可を取消します。その際、納付済みの使用料は返還しません。

許可の取消しを受けた設置者は直ちに自動販売機を撤去してください。

また、電気料金については、使用分を本市が発行する納付書にて、直ちに納付してください。

<許可取り消し事項>

- ・提出した書類に虚偽の記載があった場合
- ・前項「6. 応募の資格」に該当する場合
- ・その他、設置期間内に本募集に関する事柄で重大な法律違反行為が発覚した場合

## 11. その他

本募集において、自動販売機が設置されなかった公園については、後日別途再募集を予定しています。

本募集要項に記載のない事項については、本市と設置者の協議により決定します。

## 12. 申請手続きの流れ

項目		日程等
1	募集要項の公表	令和7年2月10日
	枚方市ホームページ ( <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048958.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048958.html</a> ) において電子ファイルにより公表します。紙文書による配布は行いません。	
2	質疑受付	令和7年2月10日から2月18日まで
	質疑がある場合は、別紙様式「質問書」を下記受付メールアドレス宛に提出してください。 【受付メールアドレス】 <a href="mailto:kouenmidori@city.hirakata.osaka.jp">kouenmidori@city.hirakata.osaka.jp</a> 【提出先】 枚方市 土木部 公園みどり課 経営整備係(担当:望月、寺本) ※1 電子メール以外(口頭、電話、ファクシミリ及び郵送など)による申込は受けません。 ※2 件名(subject)は「自動販売機応募質問」と記載してください。 ※3 電子メール送信後、必ず担当まで電話で着信確認をしてください。	
3	質疑回答	令和7年2月21日
	枚方市ホームページに公表します。 URL: <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048958.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048958.html</a>	
4	提案書の受付	日時: 令和7年2月21日から3月3日まで 時間: 午前9時から11時まで、午後1時から5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く
	【提出資料】 ①設置提案書(様式1)及び設置提案書別紙(様式2) ②誓約書(様式3-A又は様式3-B) ③履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本(応募日前3か月以内に発行したもの)	

	<p>④納税証明書</p> <p>国税：「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額が無いことを証明する「納税証明書」（税務署様式その3-2又は3-3）を提出してください。</p> <p>市町村税：営業所等の所在地を管轄する税務担当部署が発行する、全税目について未納の額がないことを証する納税証明書を提出してください。</p> <p>※納税証明書及び滞納無証明書の原本を申請書正本に綴り、申請書 副本には納税証明書及び滞納無証明書の写しを綴ってください。</p> <p>※非課税法人等にあつては、非課税法人であることを証する書類等を提出してください。</p> <p>⑤事業概要に関する書類（次の事項が分かる書類）</p> <p>(ア) 設置予定の自動販売機のデザインが分かる資料（上面及び全側面を含む）</p> <p>(イ) 販売品目が分かる資料</p> <p>(ウ) 設置予定の自動販売機の機器の仕様等が分かる資料</p> <p>⑥許認可等の免許の写し</p> <p>※応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。</p> <p>⑦自動販売機での1年以上の販売実績（設置場所・台数及び設置期間、販売品目）を記載した書類</p> <p><b>【提出場所】</b></p> <p>枚方市 土木部 公園みどり課</p> <p>〒573-0023 大阪府枚方市東田宮1-2-1 土木部中部別館2階</p> <p><b>【提出方法】</b></p> <p>提出場所へ持参又は郵送（令和7年3月3日まで必着）</p> <p>※必要書類が提出されているかを確認するため、可能な限り提出場所へご持参ください。郵送の場合は、配達記録の分かるものをご利用ください。</p>				
5	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1444 683 1527">選定結果の通知及び公表</td> <td data-bbox="683 1444 1444 1527">令和7年3月6日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="343 1527 1444 1628"> <p>各応募者へ文書により上記日付で発送します。</p> <p>また、枚方市ホームページに設置者の決定及び選定結果を公表します。</p> </td> </tr> </table>	選定結果の通知及び公表	令和7年3月6日	<p>各応募者へ文書により上記日付で発送します。</p> <p>また、枚方市ホームページに設置者の決定及び選定結果を公表します。</p>	
選定結果の通知及び公表	令和7年3月6日				
<p>各応募者へ文書により上記日付で発送します。</p> <p>また、枚方市ホームページに設置者の決定及び選定結果を公表します。</p>					

### 1.3. 設置者決定後の手続き

公園施設設置許可申請書（枚方市都市公園条例施行規則様式第1号）に必要な書類を添えて、申請手続きを行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。

本募集に関する問い合わせ：枚方市 土木部 公園みどり課  
枚方市東田宮1丁目2-1（中部別館2階）  
電話：(072) 841-1404（直通）FAX：(072) 841-3830  
MAIL：kouenmidori@city.hirakata.osaka.jp

(様式 1)

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

## 設置提案書

(あて先)

枚方市長

募集要項の各条項を承知の上、都市公園における自動販売機設置の提案について、次のとおり参加したいので、必要な書類を添えて申し込みます。

### 1. 申請者情報

本店所在地	電話番号 ( ) -
法人名・法人の代表者氏名	
事業所の所在地、事業所名、電話番号、責任者氏名	所在地 事業所名 電話番号 ( ) - 責任者氏名
この応募申込書に関する問い合わせ先	担当者所属部署： 担当者名： 所在地 電話番号 ( ) -

### 2. 提案内容

申請地区	A 地区	B 地区	C 地区
	※申請する地区を○で囲ってください。		
設置公園 及び設置台数	別紙のとおり		
使用料の提案額	A 地区	B 地区	C 地区
	円	円	円
	※申請する地区のみ記載してください		

(添付書類)

- ①設置提案書別紙 (様式 2)
- ②誓約書 (様式 3-A 又は様式 3-B)
- ③募集要項 6. 表 4 項記載の提出資料

(様式 2) 設置提案書別紙

A 地区

番号	公園名	設置台数	提案使用料(円)
	中の池公園 (指定公園)		
	鏡伝池緑地 (指定公園)		
1	楠葉中央公園 (選択公園)		
2	楠葉東公園 (選択公園)		
3	車塚公園 (選択公園)		
4	阪今池公園 (選択公園)		
5	高野道南公園 (選択公園)		
6	交北公園 (選択公園)		
7	牧野公園 (選択公園)		
8	養父東公園 (選択公園)		
9	平野公園 (選択公園)		

公園数合計	
設置台数合計	
提案使用料合計	

- ※1 各公園の設置台数を記入してください。
- ※2 設置を希望する公園のみ記入してください
- ※3 「中の池公園」「鏡伝池緑地」は必ず提案してください。
- ※4 A地区の設置公園の最低提案数は、「中の池公園」「鏡伝池緑地」を含めて5公園です。

(様式 2) 設置提案書別紙

B 地区

番号	公園名	設置台数	提案使用料(円)
	香里ヶ丘中央公園 (指定公園)		
	ニッペパーク岡東中央公園 (指定公園)		
1	香里ヶ丘南公園 (選択公園)		
2	翠香園ふれあい公園 (選択公園)		
3	春日公園 (選択公園)		
4	岡本町公園 (選択公園)		
5	出口ふれあい公園 (選択公園)		
6	星ヶ丘公園 (選択公園)		
7	坊主池公園 (選択公園)		
8	印田町ふれあい公園 (選択公園)		
9	宮之阪さくらの丘公園 (選択公園)		

公園数合計	
設置台数合計	
提案使用料合計	

※1 各公園の設置台数を記入してください。

※2 設置を希望する公園のみ記入してください

※3 「香里ヶ丘中央公園」「ニッペパーク岡東中央公園」は必ず提案してください。

※4 B地区の設置公園の最低提案数は、「香里ヶ丘中央公園」「ニッペパーク岡東中央公園」を含めて5公園です。

(様式 2) 設置提案書別紙

C 地区

番号	公園名	設置台数	提案使用料(円)
	王仁公園 (指定公園)		
	東部公園 (指定公園)		
	藤阪東町中央公園 (指定公園)		
1	くにみの丘公園 (選択公園)		
2	空見の丘公園 (選択公園)		
3	薬師谷公園 (選択公園)		
4	堂山公園 (選択公園)		
5	津田駅前東公園 (選択公園)		
6	藤阪東町南公園 (選択公園)		
7	杉山手南公園 (選択公園)		
8	北山公園 (選択公園)		

公園数合計	
設置台数合計	
提案使用料合計	

- ※1 各公園の設置台数を記入してください。
- ※2 設置を希望する公園のみ記入してください
- ※3 「王仁公園」「東部公園」「藤阪東町中央公園」は必ず提案してください。
- ※4 C地区の設置公園の最低提案数は、「王仁公園」「東部公園」「藤阪東町中央公園」を含めて6公園です。

(様式3-A)

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

## 誓 約 書

(あて先)

枚方市長

記

私は、暴力団又はその他暴力的集団の構成員が本法人の構成員でないことを、誓約します。

本店所在地 \_\_\_\_\_

法 人 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(様式3-B)

受付番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

## 誓 約 書

(あて先)

枚方市長

記

私は、暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないことを、誓約します。

所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_